

R6.5.27 大崎市上下水道事業運営審議会

第1回 下水道事業経営戦略の改定について

参考資料，下水道使用料の考え方について

1 下水道使用料算定について

(1) 基本事項

①経営の基本原則



- ・都市の健全な発達及び公衆衛生に寄与
- ・公共用水域の水質保全に資す
(下水道法第1条)



- ・常に企業の経済性を発揮
- ・公共の福祉を増進
(地方公営企業法第3条)

1 下水道使用料算定について

(1) 基本事項

②独立採算の基本原則

地方公営企業法第17条の2「経費の負担の原則」第2項

・地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。



「独立採算制の原則」

下水道事業は、下水道使用料の収入によって運営される。

【例外】一般会計や他の特別会計が負担することを認めている経費

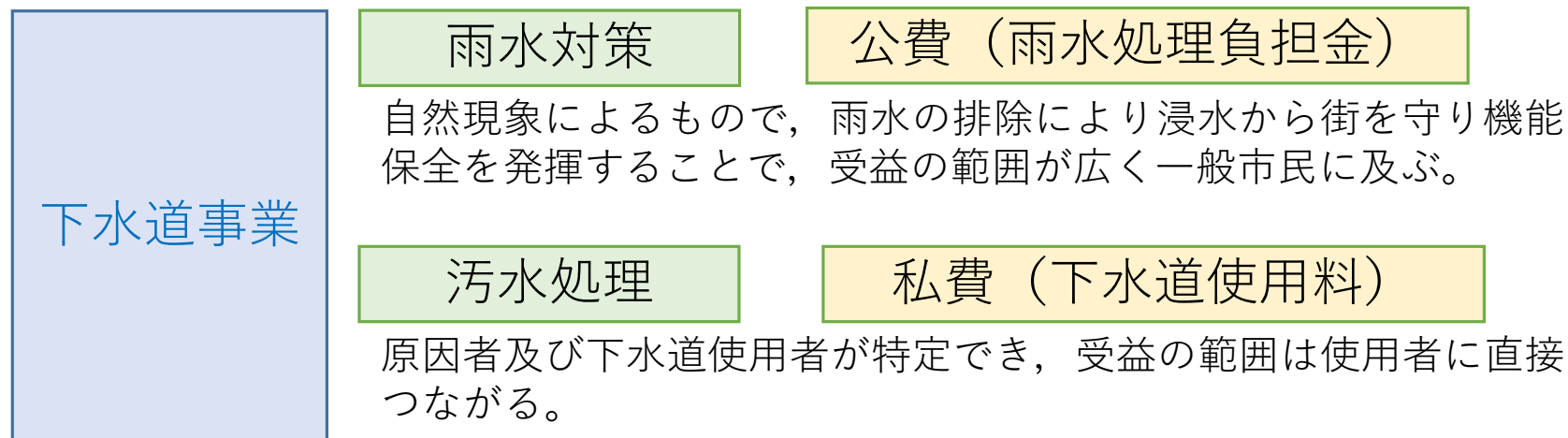
(地方公営企業法第17条の2第1項及び第2項)

- ・その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
- ・能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

→「一般会計繰入金」として毎年度収入する。(雨水処理負担金、分流式下水道等に要する経費など)

1 下水道使用料算定について

③雨水公費・汚水私費の原則



雨水対策にかかる経費は、施設維持管理費のほか、借入金の返済（企業債償還金）、支払利息などがありますが、そのすべてを「雨水処理負担金」として一般会計が負担しています。

また、汚水処理の一部の経費は公共的役割が認められることから公費により負担することになっています。（国の通知で基準が示される「基準内繰入金」）

1 下水道使用料算定について

④下水道使用料決定の原則

地方公営企業法第21条第2項

・下水道使用料は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

下水道法第20条第2項

下水道使用料は、次の原則によって定めなければならないとされています。

- 1 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 2 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 3 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 4 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

2 下水道使用料算定の流れ（下水道使用料の基本的考え方）

「下水道使用料算定の基本的考え方」（2016年，日本下水道協会）が示されており，それに基づいて検討を行う。

1 事業計画・財政計画の策定・確認

下水道事業を継続するにあたり，今後必要な経費と下水道使用料や繰入金，交付金などの収入の見通しを立てる。



2 使用料算定期間の設定と使用料水準の検討

事業の安定性を確保するため，下水道使用料対象経費を算定する期間を3～5年程度に設定し，その期間内に事業を行う財源として使用料収入の必要額を算定する。



3 使用料体系の決定

必要な使用料収入を使用者間でどのように割り振り負担するか決定する。

2 下水道使用料算定の流れ（下水道使用料の基本的考え方）

①事業計画・財政計画の策定・確認

大崎市総合計画

汚水処理基本構想

- ・ 公共下水道事業
- ・ 農業集落排水事業
- ・ 浄化槽整備事業

雨水管理総合計画



経営戦略策定期間
令和 7 年度～令和 1 6 年度
(10 年間)

既存施設の維持管理・更新，施設の新規整備，企業債元金及び利息償還，職員給与費などにかかる支出と，下水道使用料のほか繰入金や交付金などの収入を推計する。

2 下水道使用料算定の流れ（下水道使用料の基本的考え方）

②使用料算定期間の設定と使用料水準の検討

使用料算定期間＝使用料算定の基礎となる原価（収支の状況）を集計する期間

- ・ 日常生活に密着した公共料金
- ・ できるだけ安定したものであることが望ましい
- ・ あまりに長期の期間を設定することは予測の確実性を失う
- ・ 使用料算定期間は一般的には3～5年が適当

使用料水準＝下水道事業を行うための経費をどの程度賄える使用料とするか。

下水道事業を行うための経費（下水道使用料対象経費※公費負担分は除く）

- ・ サービスを提供するために必要な費用（維持管理費，給与費）
- ・ 企業債支払利息，減価償却費（資本費）
- ・ 今後の投資や資産維持のための費用（資産維持費）
- ・ 損益ベースのほか，資金ベースでの需要の把握（いくら資金が必要か）

2 下水道使用料算定の流れ（下水道使用料の基本的考え方）

③下水道使用料体系の決定

二部料金制：排水量にかかわらず一律の「基本使用料」と水量に応じて使用料が変動する従量使用料からなる使用料体系

従量使用料	主に汚水排水量に応じて発生する変動的な経費を回収する使用料
基本使用料	主に固定的経費を回収する使用料（使用水量にかかわらず一律）

使用料対象経費をどのような使用料体系で負担をしていただくかを設定する。

